

福祉用具貸与に関するご案内

【車イス】

・自走用



・介助用



・リクライニングタイプ



・子ども用



【歩行器】

・固定型



・交互型



【ポータブルトイレ】



【シャワーチェア】



【対象者】

- ◆豊見城市内に在住の方。
- ◆障がい及び疾病等の理由により一時的に福祉機器等を必要とされている方。

【貸出料】

無料です。

【貸出の手続き・期間】

所定の借用書に必要事項を書き込み、市社協への提出をお願いします。

貸出期間については、原則2か月以内とし、必要に応じて1か月の延長を限度とします。

～ 注 意 事 項 ～

- ◆借受人は、福祉機器を他の方へ又貸しをしてはならない。
- ◆借受人は、次に該当する場合は、すみやかに社協に連絡をすること。
 - ・福祉機器等に破損が見られた場合。
 - ・福祉機器等が盗難にあった場合。

※状況に応じて借受人に補償を請求する場合がございます。

【お申込先・お問い合わせ先】

豊見城市社会福祉協議会 〒901-0212 豊見城市字平良 467 番地 4 (豊見城市社会福祉センター内)	TEL (098) 856-2782
--	--------------------

※在庫に限りがある為、事前に確認のお電話をよろしくお願い致します。